

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和6年3月22日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300266 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300047 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 29 年 8 月 25 日は 16 万 5,000 円、同年 12 月 25 日は 5 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 29 年 8 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 8 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 29 年 8 月 25 日  
② 平成 29 年 12 月 25 日

A 社から請求期間の賞与が支給されていた。厚生年金保険料の控除状況については分からないが、調査の上年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した A 社からの賞与の振込先とする B 銀行の預金通帳の写し並びに請求期間①及び②において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した平成 29 年 8 月 25 日及び同年 12 月 25 日支給の賞与明細書から、請求者は、A 社から請求期間①において 16 万 5,000 円、請求期間②において 5 万 5,000 円の賞与を支給され、標準賞与額（請求期間①は 16 万 5,000 円、請求期間②は 5 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管している請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の受付日が、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 7 月 17 日であることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300252 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300046 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (厚生年金保険の適用事業所所在地が B 市。以下「A 社 (B 市)」という。) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日並びに A 社 (厚生年金保険の適用事業所所在地が C 市。以下「A 社 (C 市)」という。) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 1 月 31 日から平成 10 年 8 月 31 日まで

私は、A 社に平成 10 年 8 月まで勤務していたが、厚生年金保険が昭和 62 年 1 月 31 日喪失と記録されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、A 社に係る給料支払明細書 (平成 4 年 5 月分、平成 5 年 5 月分から同年 7 月分まで、同年 9 月分から同年 12 月分まで、平成 6 年 2 月分、同年 4 月分及び同年 5 月分。以下「給料支払明細書」という。) を所持していること、及び請求期間の一部期間において A 社 (B 市) 及び A 社 (C 市) に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、請求者は自身が退職するまで勤務していた旨陳述していることから、期間の特定はできないものの、請求者が昭和 62 年 1 月 31 日以降においても、A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、給料支払明細書の「厚生年金」の欄及び同欄の右側余白には、平成 4 年 5 月分及び平成 6 年 4 月分は記載がなく、平成 5 年 5 月分は「13496、電気ガス水」、同年 6 月分、同年 7 月分及び同年 11 月分は「50000、家賃」、同年 9 月分及び同年 10 月分は「50000、社長」、同年 12 月分は「21263、電気」、平成 6 年 2 月分は「23967、電気」、同年 5 月分は「9513、電気」と記載されており、いずれの金額も平成 5 年 5 月から平成 6 年 5 月までの全ての標準報酬月額等級 (8 万円から 53 万円まで) に基づく厚生年金保険料額 (被保険者負担分) と一致しない。

また、給料支払明細書に記載されている所得税の額は、「健康保険料」、「厚生年金」及び「雇用保険料」の欄に記載された額の合計額を給与支給総額から控除せずに算出されていることから、同明細書の「厚生年金」の欄に金額が記載されていることをもって厚生年金保険料が控除されていたと推認することはできない。

さらに、給料支払明細書の「労働日数」及び「労働時間」の欄に記載がないこと、A 社 (B 市) 及び A 社 (C 市) は、既に厚生年金保険の適用事業所ではないこと、A 社 (B 市) に係る商業登記簿謄本は確認できないこと、及び A 社 (C 市) に係る閉鎖事項全部証明書等によると、同社は既に解散し、清算人も亡くなっていることが確認でき、請求者に係る出勤簿、賃金台帳等を得ることができないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び給与からの厚生年

金保険料の控除を確認できない。

加えて、請求者のA社（B市）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は、請求者のオンライン記録と同日の昭和62年1月31日であることが確認できる上、訂正されるなど不自然な形跡もない。

また、A社（C市）のオンライン記録によると、被保険者整理番号1番から最終払出の24番までに請求者の氏名はなく、同整理番号に欠番もないことから、請求者の厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか請求者の請求期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300279 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300048 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 11 月頃から昭和 59 年 1 月頃まで

私は、専門学校に在学中の昭和 58 年秋に採用試験に合格し、同年 11 月頃から A 社に勤務した。昭和 59 年 1 月頃に退職したが、厚生年金保険の記録がない。給料から社会保険料が控除されていたかは不明だが、請求期間について、厚生年金保険の被保険者記録を調査してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険被保険者記録によると、請求者の A 社に係る同記録は確認できない上、同社は、賃金台帳、人事記録等は保存期間が 10 年であるため保管しておらず、請求者の同社における勤務は不明である旨回答しており、請求者も請求期間における同社の給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間における勤務実態について確認することができない。

また、A 社は、請求者のような学生を採用した場合、卒業後に社会保険に加入させていた旨回答しているところ、同社の総務担当者は、自身も専門学校在籍中に同社に採用され勤務したが、専門学校卒業後に社会保険に加入した旨回答している。

さらに、A 社から委託を受けている社会保険労務士は、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届及び同喪失届の控 (昭和 48 年 3 月 26 日以降分) を保管しており、当該届の控には、請求者の氏名はない旨陳述している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求期間において請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。